証券コード 3646
2020年6月11日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町五丁目４番地
株 式 会 社 駅 探
代表取締役社長 中 村 太 郎

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。多くの株主の皆様が集まる株主総会は、新型コロナウイルスの集団感染のリスクがありますので、当日のご来場は感染回避のため自粛をご検討ください。

当社としましては、**委任状による議決権行使**をお願いしております。後記６頁から31頁の「株主総会参考書類」をご検討いただきまして、同封の委任状を、議決権行使書と共に、返信用封筒にて**2020年６月26日（金曜日）午後６時まで**に到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

委任状以外の方法によって議決権を行使される場合には、後記４頁の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

敬 具

記

１．日　　時　2020年６月29日（月曜日）13時
（当日は、12時30分より受付を開始いたします。）

２．場　　所　東京都千代田区九段北一丁目8番10号　住友不動産九段ビル
ベルサール九段　4F「Room4」
※会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

３．目的事項

報告事項　１．第18期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第18期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

〈会社提案（第１号議案から第３号議案まで）〉
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件

〈株主提案（第４号議案及び第５号議案）〉
第４号議案　取締役７名選任の件
第５号議案　補欠監査役２名選任の件

各議案の内容は、後記「株主総会参考書類」に記載のとおりですが、**当社取締役会は、株主提案（第４号議案及び第５号議案）に反対しております。**当社取締役会の株主提案に対する反対意見については、23頁～31頁をご覧ください。

4．招集にあたっての決定事項

1）代理人により議決権行使をされる場合、代理人の人数は、当社定款の定めにより、当社の議決権を有する株主様１名とさせていただきます。

2）議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の３日前までに、議決権の不統一行使をされる旨とその理由を、当社まで書面にてご通知ください。

5．議決権行使にあたってのご注意

1）委任状又は議決権行使書による議決権の行使の際に、議案に対して賛否の表示がない場合には、会社提案（第１号議案から第３号議案まで）に「賛成」、株主提案（第４号議案及び第５号議案）に「反対」の意思表示があったものとして取り扱います。

2）＜会社提案＞第２号議案と＜株主提案＞第４号議案はいずれも取締役の選任議案であるところ、当社定款上、取締役の上限員数は８名と定められております。すなわち、第２号議案に係る候補者（７名）及び第４号議案に係る候補者（７名）が全て選任されると、定款に定める取締役の上限員数を超えてしまうこととなります。そのため、＜会社提案＞第２号議案と＜株主提案＞第４号議案とは、一部両立しない関係にあります。つきましては、取締役の選任議案につき議決権を行使されるに際しては「＜会社提案＞第２号議案の候補者全員に賛成し、＜株主提案＞第４号議案の候補者に反対する」又は「＜会社提案＞第２号議案の候補者の中から、８名以内の候補者を選んで賛成する」などの方法により、賛否の意思をお示しください。各議案で合わせて８名を超える候補者に賛成の記載がされた場合には、第２号議案及び第４号議案に係る当該議決権行使全体について、無効な議決権行使として取り扱わせていただきますので、ご注意ください。

3）＜株主提案＞第４号議案は、当社の株主により提案された議案ですが、提案株主は、第４号議案に係る７名の候補者について、「一括して」取締役に選任することを求めております。そのため、第４号議案については、「候補者全員について賛成」か「候補者全員について反対」としていただき、７名の候補者のうち一部の者についてのみ「賛成」することのないよう、ご注意ください。

以　上

◎議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類、本株主総会参考書類及び事業報告、計算書類及に修正が生じた場合は、インターネット上のウェブサイト（http://ekitan.co.jp/ir/）に記載させて頂きます。

◎本株主総会招集ご通知に際して株主の皆様に提供すべき書面のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://ekitan.co.jp/ir/）に掲載させていただいておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査したのは本添付書類記載のもののほか、この「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

＜新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ＞

本株主総会にご出席される株主様におかれましては、開催日現在における感染状況やご自身の体調をご確認の上、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。なお、インターネットによる事前の議決権行使も併せて、ご検討ください。

また、株主様の安全を第一に考え、本株主総会会場内においては、スタッフのマスク着用、消毒液の設置、その他感染予防措置を講じる予定でございますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。なお、ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、スタッフがお声掛けをして入場のご遠慮または途中退場をお願いすることもございますので、予めご了承ください。

本株主総会の運営に関するご案内は、随時、当社ウェブサイト（http://ekitan.co.jp/ir/）にてお知らせいたしますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

本株主総会における議案の詳細と当社取締役会の考え方につきましては、後記「株主総会参考書類」（６頁～31頁）をご参照ください。
なお、**本株主総会においては、株主より、株主提案（第４号議案及び第５号議案）が行われており、当社取締役会はこれに反対しています**。当社取締役会の株主提案に対する反対意見については、23頁～31頁をご参照ください。

当社取締役会の考えにご賛同いただける株主様におかれましては、第１号議案から第３号議案に賛成、第４号議案及び第５号議案に反対の議決権行使をいただきますよう、お願い申し上げます。

本株主総会では、以下のＡ～Ｄの４つの方法で議決権を行使することができます。
株主の皆様におかれましては、いずれかの方法により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。当社としましては、**Ｂ．委任状による議決権行使**をお願いしております。

Ａ．当日ご出席
本株主総会にご出席いただき、議決権を行使いただく方法です。当日ご出席をいただく場合には、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。ただし、新型コロナウイルスの集団感染のリスクがありますので、感染回避のため、この方法によることは自粛をご検討ください。

Ｂ．委任状による議決権行使
代理人に対し、議決権の行使を委任いただく方法です。**同封の委任状に必要事項を記入の上、議決権行使書と共に、返信用封筒にて、2020年６月26日（金曜日）午後６時までに到着するようにご返送ください。**郵便事情もございますので、なるべく早めのご返送をお願い申し上げます。

Ｃ．書面（郵送）による議決権行使書面
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2020年６月26日（金曜日）午後６時までにご返送ください。郵便事情もございますので、なるべく早めのご返送をお願い申し上げます。

Ｄ．インターネットによる議決権行使
当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、2020年６月26日（金曜日）午後６時までに賛否をご入力ください。インターネットによる議決権行使については、次頁もご参照ください。

◎スマートフォンをお持ちの株主様は、議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取る方法により、ログインIDやパスワードを入力することなく議決権行使が可能ですので、ご活用ください。
◎委任状による議決権行使と議決権行使書又はインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合は、委任状による議決権行使の内容を有効なものとしてお取扱いいたします。
◎議決権行使書又はインターネット等により複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使として取り扱います。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱います。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取ってください。

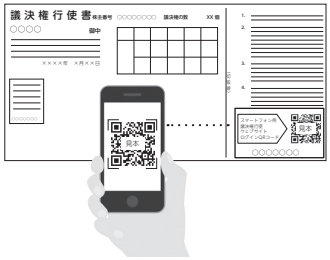

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

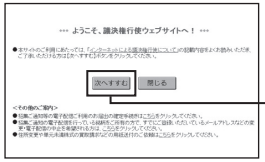

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120−652−031**（フリーダイヤル）
（受付時間　午前9時～午後9時）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

〈会社提案（第１号議案から第３号議案まで）〉

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状態を勘案し決定していく所存であります。中長期的な事業拡大に必要な内部留保の充実を勘案し、当社の経営成績及び財政状態並びにその見通しに応じた適切な利益還元策を柔軟に検討し、実施することを基本方針としております。

このような基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

⑴　配当財産の種類
　　金銭といたします。

⑵　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金10円00銭
　　配当金総額：55,096,840円
　　これにより、当期における配当金は中間配当金10円00銭を含め１株につき20円00銭となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2020年６月30日

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス強化を図るため、社外取締役を２名増員し、取締役７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	中村太郎（なかむらたろう） (1960年12月30日生)	1985年４月　㈱東芝入社 2000年７月　同社　ｉバリュークリエーション社　戦略統括部　参事 2003年４月　同社　ネットワークサービス＆コンテンツ事業統括ｉバリュークリエーション事業部業務企画部　グループ長 2006年４月　同社　同事業部　企画・業務担当グループ長 2006年10月　当社出向　代表取締役社長 2007年11月　㈱東芝より転籍 当社　代表取締役社長（現任） 2013年４月　当社　ヘルスケア事業開発室長 ㈱ＣＥリブケア（現 ㈱Ｍｏｃｏｓｕｋｕ）　代表取締役社長 2015年４月　当社　新規事業開発室長 2016年12月　㈱ＣＥホールディングス取締役 2017年４月　当社　ＨＣビジネス部長（現任） 2017年９月　㈱Ｍｏｃｏｓｕｋｕ取締役 2017年11月　㈱ビジネストラベルジャパン取締役 2018年10月　㈱ビジネストラベルジャパン代表取締役社長（現任） 2019年11月　㈱ラテラ・インターナショナル代表取締役（現任）	22,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	櫻井浩司 （1967年5月24日生）	1990年12月　㈱ソフィックス入社 2009年８月　当社入社　エンジン・データ開発部　位置情報グループ 2010年１月　当社　エンジン・データ開発部　位置情報グループ長 2010年６月　当社　エンジン・データ開発部長（現任） 2015年６月　当社　執行役員 2016年４月　当社　オペレーションサポート部長 2016年６月　当社　取締役（現任） 2017年８月　当社　システム運用部長 2017年11月　㈱ビジネストラベルジャパン取締役（現任） 2019年11月　㈱ラテラ・インターナショナル取締役（現任）	－
3	柳象二郎 （1971年1月10日生）	1995年４月　丸紅スチール㈱入社 2002年６月　㈱アイ・エム・ジェイ入社 2013年４月　同社　管理本部長 2017年３月　㈱ジー・インターナショナル・コミュニケーション入社 2017年９月　同社　統括本部長 2018年６月　当社入社　管理担当執行役員 総務人事部長（現任） 2018年７月　㈱ビジネストラベルジャパン　業務企画部長 2018年10月　当社　経営管理部長（現任） 2018年11月　㈱ビジネストラベルジャパン　取締役（現任） 2019年６月　当社　取締役（現任） 2019年11月　㈱ラテラ・インターナショナル取締役（現任）	－

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	竹尾伸一（たけお しんいち） （1967年4月27日生）	1991年４月　パイオニアLDC㈱　入社 2006年４月　同社　東京営業所所長代理 2008年４月　中小企業診断士　登録 2013年４月　社会保険労務士　登録 2015年４月　社会保険労務士事務所トーヨーレイバーコンサルタント入所　所長（現任） 2017年４月　㈱トーヨーレイバーコンサルタント 代表取締役（現任） 労働保険事務組合 東洋労働保険協会 代表理事（現任） 2019年６月　当社社外取締役（現任）	－
5	池原元宏（いけはら もとひろ） （1974年９月９日生）	2000年４月　弁護士登録（東京弁護士会所属） 柳田野村法律事務所（現：柳田国際法律事務所）入所 2006年10月　シティユーワ法律事務所　入所 2007年６月　ニューヨーク州弁護士登録 2009年９月　野村綜合法律事務所　入所 2014年１月　同法律事務所パートナー（現任） 2016年６月　日新製糖㈱　社外取締役（現任） 2019年６月　当社社外取締役（現任）	－

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	野坂 茂（のさか しげる） （1953年9月12日生）	1976年４月　丸紅㈱　入社 1989年12月　アップルコンピュータジャパン㈱　入社 財務部長 1996年３月　アラガン㈱　入社 1996年11月　日本通信㈱　入社　上席執行役員 ＣＦＯ 2002年６月　日本オラクル㈱　入社　常務執行役員 ＣＦＯ 2011年８月　同社　取締役　兼　執行役副社長 2015年６月　ヤマハ㈱　社外取締役 2017年６月　同社　指名委員会委員、報酬委員会委員 2018年８月　日本オラクル㈱　取締役　副会長、監査委員会委員 2019年６月　㈱SUBARU 社外監査役（現任） 2019年10月　NHパートナーズ㈱　取締役会長（現任） 2020年３月　㈱dotD 顧問 （現任）	－
7	村上 展章（むらかみ のぶあき） （1976年２月19日生）	2007年12月　弁護士登録（第一東京弁護士会所属） 2008年１月　友光法律事務所　入所 2013年８月　米国Duke University School of Law 客員研究員 2015年４月　友光・村上法律事務所 パートナー 2018年１月　友光・村上法律事務所 代表弁護士（現任）	－

（注）１．野坂茂氏と村上展章氏は、新任の取締役候補者であります。
２．各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
３．竹尾伸一氏、池原元宏氏、野坂茂氏、村上展章氏は社外取締役候補者であります。
竹尾伸一氏、池原元宏氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
なお当社では、野坂茂氏及び村上展章氏が選任された場合、両名を東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定です。
４．社外取締役候補者の選任理由について
竹尾伸一氏につきましては、中小企業診断士、社会保険労務士としての豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づく専門的な見地及びより独立した立場から経営に助言いただくことを目的に社外取締役として選任をお願いするものであります。
池原元宏氏につきましては、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づく専門的な見地及びより独立した立場から経営に助言いただくことを目的に社外取締役として選任をお願いするものであります。
野坂茂氏につきましては、複数の企業経営者としての豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づく専門的な見地及びより独立した立場から経営に助言いただくことを目的に社外取締役として選任をお願いするものであります。
村上展章氏につきましては、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づく専門的な見地及びより独立した立場から経営に助言いただくことを目的に社外取締役として選任をお願いするものであります。
４．取締役との責任限定契約について
当社は、会社法第427条第１項に基づき、各社外取締役との間で、同法第423条第１項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、当該賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。竹尾伸一氏及び池原元宏氏が社外取締役に再任した場合、同様の責任限定契約を継続する予定であります。野坂茂氏、村上展章氏が社外取締役に就任した場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
鈴木（すずき）　俊（さとし） （1976年12月22日生）	2007年９月　弁護士登録（東京弁護士会所属） 弁護士法人古田＆アソシエイツ法律事務所（現 弁護士法人クレア法律事務所）入所 2015年１月　同法律事務所　パートナー弁護士 2015年９月　㈱クオカプランニング　社外監査役 2015年12月　エクシード法律事務所　代表弁護士（現任） 2016年１月　特定非営利法人タイガーマスク基金　理事（現任）	－

（注）１．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．鈴木俊氏は補欠の社外監査役候補者であります。

３．補欠の社外監査役候補者の選任理由について

鈴木俊氏につきましては、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づく専門的な見地を当社の監査に役立てていただくことを目的に、補欠社外監査役として選任をお願いするものであります。

４．監査役との責任限定契約について

当社は、会社法第427条第１項に基づき、各社外監査役との間で、同法第423条第１項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、当該賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。鈴木俊氏が社外監査役に就任した場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

〈株主提案（第４号議案及び第５号議案）〉

第４号議案及び第５号議案は、株主様（１名）からの提案によるものです。

株主提案に係る各議案については、全て提案株主から提出された書面に記載された内容（その後の修正要求の反映を含みます。）を転記しております。

当社取締役会は、これらの議案にいずれも「反対」しております。株主提案に対する当社取締役会の反対意見については、23頁～31頁をご覧ください。

第４号議案　取締役７名選任の件

【議案の要領】

奥津浩一氏、小柳智晃氏、亀本圭志氏、金田直之氏、松澤好隆氏、森田幸史氏及び松舘渉の７名を、一括して、当社の取締役に選任すること。

【提案の理由】

1　新たな経営陣が必要である理由

⑴　事業展開の遅滞と企業価値の減少

当社の近年の業績は、売上は横ばい、利益は減少傾向にある。当社の株価は、新型コロナウイルス感染症の拡大前まで堅調だった株式市場の中でも、大幅かつ継続的な下落を続け、令和元年12月30日には580円（終値をいい、以下同様とする。）にまで至っている。当社の時価総額も大きく落ち込んでいる。

当社事業については、従来収益を支えてきた「乗換案内」有料会員を中心としたコンシューマ向け事業売上が減少傾向にあるため、新たな事業展開が必要である。当社も、令和元年５月14日発表の当社の中期経営計画において、MaaSへの対応、M&A・事業提携などの積極的な推進を謳っていた。

しかしながら、実際にこのような取り組みとして公になったのは、令和２年３月31日現在で、令和元年10月１日発表の「富山県射水市、高岡市、氷見市との観光型MaaSに向けた実証実験の開始」、同年11月８日発表の「株式会社ラテラ・インターナショナルの株式の取得（子会社化）」の２件にとどまる。

これは、同業他社であるジョルダン株式会社、株式会社ヴァル研究所、株式会社ナビタイムジャパンのMaaS領域における積極的な事業展開と比較して、企業価値向上の観点から、当社が充分な取り組みを実施していると評価できるものではない。現に、当社の株価は、当社の中期経営計画発表時である令和元年５月14日の831円から、新型コロナウイルス感染症影響前の同年12月30日の580円へと顕著に下落しており、当社が株主の期待に応えることができてい

ないのは明らかである。

当社には借入金がなく、当社の現金及び現金同等物の期末残高は、平成28年３月期には1,855百万円、平成29年３月期には2,152百万円、平成30年３月期には2,311百万円、平成31年３月期には2,407百万円と増加している。当社が、成長分野であるMaaS領域における事業機会をもち、かつ、そのための資金を有しながら、将来のための投資を怠ってきたことは明らかである。

⑵　一部の常勤取締役による深刻なコンプライアンス違反

請求人は、当社現職者及び退職者に対する独自の調査を行い、その結果、当社の一部の常勤取締役による深刻なパワーハラスメントその他のコンプライアンス違反の事実に接した。

それは、複数名の従業員に対する相当期間前から継続して行われてきた不合理・理不尽な叱責、威圧的態度、侮辱的な発言等というパワーハラスメントである。

令和２年３月１日現在の当社の従業員数は90名（正社員63名、派遣社員22名、契約社員１名、アルバイト４名）であるのに対し、平成26年４月から令和２年３月までの期間の退職者数は79名である。

このほか当社の従業員９名が、平成29年８月から令和２年３月までの期間に、精神的不調を訴え、異動、一時休職又は退職に至っている。尋常ならざる事態である。

さらには、この一部の常勤取締役の主導により、不当な退職勧奨が行われている。当社には、退職させたい従業員を集めた部署（クラウド準備室、オペレーションサポート部）が設置されていた。同部署の従業員には明確なミッションを与えず、作業を行わせては、これを否定するということを繰り返し、稼働意欲を喪失させ、退職に誘導している。その結果、同部署に在籍した従業員（同上部署を兼務したものを含め）の全員が最終的に退職に至っている。

このように、一部の常勤取締役による強圧的、独裁的な事業運営により、自由闊達に討厳を行い、新規事業を生み出す企業風土が喪失するに至っているところ、当社取締役会を構成するその余の取締役は、適切な監視義務、善管注意義務を果たすことなく、前記の事態を漫然と放置又は容認してきた。

⑶　当社経営陣刷新の必要性

当社が、企業価値及び株主共同の利益を向上させるためには、MaaS領域における事業展開、M&A及び事業提携等を積極的に進めるとともに、東京証券取引所マザーズ上場企業に相応しいコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス体制を構築する必要があり、それは急務である。

請求人は、本株主提案権の行使に先立ち、当社の現経営陣に対し、上記の事態の早急な是正、とりわけパワーハラスメント等の深刻なコンプライアンス違反を継続している常勤取締役の言動に関し、日本弁護士連合会策定に係る企業不祥事における第三者委員会ガイドライン等を踏まえた第三者委員会の設置と調査、調査結果を得るまでの間の当該常勤取締役についての所管事業・業務の担当替え等を提案したが、本株主提案権行使日現在、当該常勤取締役は依然としてその所管業務を継続し（当社取締役会がそれを容認し）、また当社が設置したとされる外部調査委員会による調査結果も判明するに至っていない。

よって、前記の目的を達成するためには、既存の当社経営陣を抜本的に刷新することが必要と考え、本提案権の行使に及ぶ次第である。

2　新経営陣の基本方針

⑴　請求人提案に係る新経営陣の基本方針

前記の目的を達成するため、令和元年５月14日発表の当社の中期経営計画で謳われている「MaaS対応新エンジン」については、競争優位性のあるものを早期に開発し、M&A及び事業提携等を積極的に進めることによって、MaaS関連サービス事業者向けのサービス展開をするとともに、働き方改革支援を始めとする様々な企業ニーズに全方位で対応する必要がある。

そこで、請求人は、具体的には後記の選任理由のとおり、当社の中核を担ってきた、意欲と能力を有する中堅社員を抜擢するとともに、公立はこだて未来大学発ベンチャー企業で、全国各地で多数の自治体や企業と提携し、MaaSやモビリティサービスの実証実験を手がけている株式会社未来シェアの知見も活用し、真に実りある改革を進めることを提案する。

⑵　また、請求人は、新経営陣による当社の前記改革を遂行するため、責任ある立場として、単に議決権ベースで３割超を保有する株主という地位を超えて、当社の経営それ自体に参画する。この決意の一環として、すでに請求人は、東証一部上場AIの事業者や小売事業者を含む複数の企業との間で、移動サポート事業領域における各種提携に向けた交渉を開始しているところである。

⑶　さらに、請求人は、新経営陣に対し、企業価値及び株主共同の利益向上のため、自己株式消却等の施策についても検討を求める予定である。

3　個別の候補者の選任理由

⑴　奥津浩一氏

奥津浩一氏は、株式会社東芝社内事業であった当社サービス黎明期より20年間、当社事業に関わっており、エンジン開発及びＡＳＰライセンスビジネス等の業務を中心に、リーダーとして技術部門を牽引してきた当社有数のエンジニアであり、当社の技術と事業双方の課題及び可能性について熟知している。また、同氏は、現状当社が抱えるコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス体制に関わる課題についても強い問題意識を持っている。そこで、請求人は、当社の改革にとって最適な候補者として、同氏を取締役に選任することを提案する。

⑵　小柳智晃氏

小柳智晃氏は、18年間、当社事業に関わっており、エンジン関連開発、要素技術開発、ＡＳＰライセンスビジネス及びコンテンツビジネス等の多岐にわたる業務を経験し、当社のサービスの内容、課題及び可能性について熟知している。また、同氏は、現状の当社が抱えるコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス体制に関わる課題についても強い問題意識を持っている。そこで、請求人は、当社の改革にとって最適な候補者として、同氏を取締役に選任することを提案する。

⑶　亀本圭志氏

亀本圭志氏は、15年にわたる総務及び人事業務の豊富な経験を有しており、当社入社後は、人事課長として、人事及び総務に関わる幅広い業務を行ってきた。同氏は、当該業務を通じ、現職者、退職者及びメンタル不調者とのコミュニケーションをとる中で、現状の当社が抱えるコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス体制に関わる課題を熟知していることから、当該課題を解決し、人材の定着化、育成及び企業風土の改善に貢献できる人物である。そこで、請求人は、当社の改革にとって最適な候補者として、同氏を取締役に選任することを提案する。

⑷　金田直之氏

金田直之氏は、各種ウェブ企業のマネジメント職を務め、コンシューマ・法人ウェブ事業、ウェブベンチャー企業のマネジメントの経験及び知見が豊富である。また、同氏は、平成26年４月に、当社中村太郎代表取締役社長により招聘されて、当社と請求人の合弁企業である株式会社Ｍｏｃｏｓｕｋｕの執行役員に就任し、平成29年９月には、同社代表取締役社長に就任（現任）をしており、当社と共同での企業経営の経験がある。加えて、同氏は、現在、請求人の取締役事業戦略室長を務めていることから、当社とＣＥホールディングスグループ企業との相乗効果の創出、M&A及び事業提携の推進による当社の企業価値の向上に貢献できる人物であ

る。さらに、同氏は、現在、株式会社未来シェア等の企業と、MaaS展開を検討するワーキンググループを主宰しており、今後の当社のMaaS領域における事業展開にも貢献できる。そこで、請求人は、当社の改革にとって最適な候補者として、同氏を取締役に選任することを提案する。

なお、請求人が提案する候補者７名が取締役に就任した場合、同氏を当社代表取締役社長とすることを候補者間で合意しており、その場合、同氏はその職に注力することとしている。

⑸ 松澤好隆氏

松澤好隆氏は、請求人の常務取締役管理担当（現任）として、上場企業に必要なコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス体制等の機能マネジメントに豊富な経験及び知見を有しており、当社のコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス体制の改善に貢献できる人物である。そこで、請求人は、当社の改革にとって最適な候補者として、同氏を取締役に選任することを提案する。

⑹ 森田幸史氏

森田幸史氏は、長年にわたりITソリューション事業に関する職務に携わっており、その経歴を通じて培った幅広い経験及び見識に基づく監督機能を果たすことができる人物である。また、当社の最重要顧客の一つは、株式会社ＮＴＴドコモであるところ、同氏は、日本電気株式会社において、ドコモサービス事業部営業統括部長、ドコモサービス事業部事業部長等を歴任し、株式会社ＮＴＴドコモのサービス部門と特に深いコネクションを有しているほか、WEBサービスの提案経験も豊富であることから、今後の当社の株式会社ＮＴＴドコモとの関係維持及び強化にもその経験及び知見を活用できる。そこで、請求人は、当社の改革にとって最逝な候補者として、同氏を社外取締役に選任することを提案する。

⑺ 松舘渉氏

松舘渉氏は、株式会社アットウェア取締役、株式会社未来シェア代表取締役を務めており、その経歴を通じて培った幅広い経験、見識に基づく監督機能を果たすことができる人物である。また、同氏が現在代表取締役を務める株式会社未来シェアは、我が国AI研究の第一人者である松原仁氏（公立はこだて未来大学特任教授、東京大学次世代知能科学研究センター教授）が取締役会長を務める、公立はこだて未来大学発のベンチャー企業であり、AI活用したオンデマンド型配車システム等を提供し、既に30以上の実証実験に参加している日本版MaaSの主要企業である。同氏は、その中で同社事業展開の中心人物として、MaaS領域の豊富な経験及び知見を有しており、当社のMaaS領域における事業展開にもその経験及び知見を活用できる。そこ

で、請求人は、当社の改革にとって最適な候補者として、同氏を社外取締役に選任することを提案する。

以上、７名の候補者については、全員について当社保有株式はなく、また当社との特別利害関係はない。また、７名の候補者全員から、取締役に選任された場合には就任を承諾する旨の意思確認を行っている。

４　候補者の氏名、略歴等

⑴　奥津浩一氏（昭和45年10月４日生）（社内取締役候補者）

平成７年４月　株式会社東芝入社
平成12年４月　同社ｉバリュークリエーションカンパニー配属となり、駅前探険倶楽部「乗り換え案内」企画・設計に従事
平成15年４月　当社出向
平成16年４月　同社技術部ロジック開発リーダー
平成18年４月　当社入社
同社新規事業開発室技術開発グループリーダー
平成19年４月　同社技術部要素技術開発グループリーダー
平成20年４月　同社ＡＳＰ・ライセンスビジネス部開発グループチーフエンジニア
平成26年４月　同社エンジン・データ開発室フロンティア開発室室長
平成30年11月　同社ＨＣビジネス部担当グループ長（現任）

奥津浩一氏が発明者となる特許権の設定の登録に関する実績（特許権の存続期間が終了したものを含む）

特許　6460800　旅程検索システムおよび旅程検索プログラム
特許　5294592　経路検索サーバ及び経路検索プログラム
特許　5189884　駅名入力装置および駅名入カプログラム
特許　4832811　地図データ出力装置、地図データ出カプログラム、路線図出力装置、路線図出カシステムおよび路線図出カプログラム
特許　4456829　受信機、受信方法、受信プログラム、コンテンツ提供サーバ及びコンテンツ提供方法
特許　3866245　交通情報検索システム及び交通情報検索プログラム
特許　3842069　経路検索における駅名入力選択表示方法及びそのシステム

⑵ 小柳智晃氏（昭和52年10月22日生）（社内取締役候補者）
平成11年４月　株式会社丸十工業入社
平成12年７月　東京システムリサーチ株式会社入社
平成13年５月　株式会社駅前探険倶楽部（現当社）に出向
平成19年４月　同社入社
平成27年４月　当社コンテンツビジネス部開発第２グループ長（現任）

⑶ 亀本圭志氏（昭和54年６月29日生）（社内取締役候補者）
平成14年４月　株式会社シー・エス・イー入社
平成17年１月　株式会社日本アイデックス（現パーソルワークデザイン株式会社入社）
平成23年８月　株式会社ミツハシ入社
平成26年１月　同社管理部総務課係長
平成29年９月　当社入社
平成30年４月　当社総務人事部人事課長（現任）

⑷ 金田直之氏（昭和37年７月24日生）（社内取締役候補者）
昭和61年４月　日立金属株式会社入社
平成３年６月　国際大学国際経営学修士課程（ＭＢＡ）修了（同社より企業派遣）
平成７年３月　日本オラクル株式会社入社
平成８年７月　イーストマンコダックアジアパシフィック（現コダック合同会社）入社
平成12年７月　株式会社アジアネット代表取締役
平成13年６月　株式会社東芝入社
平成13年11月　株式会社ニューズウォッチ代表取締役社長（株式会社東芝より出向、後転籍）
平成23年10月　株式会社ザクラ（現東京カレンダー株式会社）代表取締役社長）
平成26年４月　株式会社ＣＥホールディングス入社　社長付
株式会社Ｍｏｃｏｓｕｋｕ執行役員
平成29年９月　株式会社ＣＥホールディングス執行役員事業戦略担当
株式会社Ｍｏｃｏｓｕｋｕ代表取締役社長（現任）
平成30年12月　株式会社ＣＥホールディングス取締役事業戦略担当
令和元年５月　同社取締役事業戦略室長（現任）
令和元年11月　株式会社マイクロン取締役（現任）

⑸　松澤好隆氏（昭和32年６月６日生）（社内取締役候補者）
平成９年４月　株式会社ジャパンケアサービス入社　総務部総務課長
平成11年７月　同社総務部長
平成12年８月　株式会社シーエスアイ（現株式会社ＣＥホールディングス）入社　管理部総務課長
平成13年11月　同社管理部部長代理
平成16年７月　同社管理本部管理部長
平成20年12月　同社取締役管理本部長
平成25年４月　同社取締役管理担当
株式会社シーエスアイ取締役管理本部長
平成25年４月　同社常務取締役管理本部長
平成26年６月　株式会社ディージェーワールド取締役
平成26年12月　株式会社ＣＥホールディングス常務取締役管理担当（現任）
平成27年３月　株式会社エムシーエス取締役（現任）
平成30年12月　株式会社システム情報パートナー取締役管理担当（現任）
平成31年１月　株式会社シーエスアイ常務取締役管理担当取締役（現任）
令和元年11月　株式会社マイクロン取締役（現任）
令和元年12月　株式会社Ｍｏｃｏｓｕｋｕ取締役（現任）

⑹　森田幸史氏（昭和31年９月30日生）（社外取締役候補者）
昭和55年４月　日本電気株式会社入社
平成７年７月　同社ＮＴＴ第５営業部課長
平成13年10月　同社ＮＴＴドコモシステム事業部部長
平成19年４月　同社ＮＴＴドコモサービス事業部営業統括部長
平成22年４月　同社ＮＴＴドコモサービス事業部事業部長
平成24年４月　同社ＮＴＴドコモ営業事業部事業部長代理
平成27年４月　同社ＮＴＴドコモ営業事業部エグゼクティブエキスパート
平成28年10月　株式会社オーネスト顧問
平成29年４月　株式会社プロネッツ顧問（現任）

⑺　松舘渉氏（昭和47年７月25日生）（社外取締役候補者）
平成８年４月　株式会社サンユテクノス入社
平成16年12月　株式会社アットウェア設立　取締役（現任）
平成20年４月　同社函館事業所長
平成28年７月　株式会社未来シェア　代表取締役（現任）
平成29年６月　株式会社函館ラボラトリ　代表取締役（現任）

第５号議案　補欠監査役２名選任の件

【議案の要領】

1　粕谷直人氏及び吉住実氏を、補欠監査役に選任すること。

2　なお、補欠監査役の優先順位は、粕谷直人氏、吉住実氏の順とする。

【提案の理由】

1　補欠監査役選任の必要性

⑴　当社は、令和元年５月14日発表の当社の中期経営計画に反して、MaaS領域における事業展開、M&A及び事業提携等を積極的に進めるに至っていない。また、請求人による調査により、当社の一部の常勤取締役による深刻なパワーハラスメントその他のコンプライアンス違反の事実が明らかとなった。請求人は、これらの事業上、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス上の課題は当社の取締役に起因するものであり、現時点では、当社の現任の監査役３名（本日現在における当社の監査役をいう。以下同様。）による監督機能に不十分な点があったとは考えていない。したがって、請求人は、当社の現任の監査役３名については、その監査役としての責務を継続して果たして頂きたいと考えている。

⑵　しかしながら、当社の現任の監査役３名の全部又は一部の者から辞任の申出があった場合等、新経営陣のもとで行われる当社改革の遂行に支障を来すおそれがある。そこで請求人は、そのような支障が生じるのを防ぐため、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスに深い造詣を有する粕谷直人氏及び吉住実氏を補欠監査役に選任することを提案する。

　なお、２名の候補者については、いずれも当社保有株式はなく、また当社との特別利害関係はない。また、２名の候補者については、いずれも、補欠監査役に選任された場合には就任を承諾する旨の意思確認を行っている。

2　候補者の氏名、略歴等

⑴　粕谷直人氏（昭和46年１月５日生）

平成９年９月	稲村会計事務所（現アクタス税理士法人）入所
	アクタスマネジメントサービス株式会社入社
平成11年９月	税理士登録（登録番号89155号）
平成12年12月	同社取締役（現任）
平成14年４月	ＡＳＧ税理士法人（現アクタス税理士法人）社員
平成15年９月	同法人代表社員（現任）
平成20年10月	登録政治資金監査人（第458号）
平成22年３月	アクタスＩＴソリューションズ株式会社取締役（現任）
平成24年３月	株式会社イーグルスミコーポレーション（現株式会社エストケム）社外取締役（現任）
平成28年２月	行政書士登録（登録番号第16080234号）
令和２年１月	アクタスＨＲコンサルティング株式会社監査役（現任）

⑵　吉住実氏（昭和31年７月21日生）

昭和56年４月	株式会社須貝興行（現ＳＤエンターテイメント株式会社入社）
平成７年６月	同社取締役経営企画室長
平成14年４月	同社常務取締役経営企画室長
平成18年２月	同社専務取締役管理本部長
平成21年３月	同社代表取締役専務
平成21年８月	同社常務取締役
平成27年５月	エムシーツー株式会社取締役
	ＩＴグループ株式会社取締役
平成27年７月	株式会社フォーユー監査役
平成28年10月	ＳＤエンターテイメント株式会社代表取締役社長
	エムシーツー株式会社代表取締役社長
令和元年12月	株式会社ＣＥホールディングス取締役（常勤監査等委員）（現任）

【株主提案（第４号議案及び第５号議案）に対する当社取締役会の意見】

⑴　本株主提案の概要及び当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案の全てに「反対」いたします。

株主の皆様におかれましては、くれぐれも慎重にご判断をいただきますよう、お願い申し上げます。

提案株主は、「当社経営陣刷新の必要性」を標ぼうし、本株主提案として、当社の現任取締役を一切その候補者としない取締役選任議案を提案しています。

すなわち、**本株主提案において提案されている取締役候補者は、その全員（７名）が当社の経営に関与したことがなく、また、当社の主力事業に関する経営経験すらありません。**また、提案株主は、この候補者らが「一括して」取締役に選任されることを前提に、当社の現任監査役が辞任した場合に備え、補欠監査役の選任議案も提案しております。

他方、当社は、本定時株主総会に対し、取締役候補者７名の選任議案を付議しておりますが、当社提案に係る候補者は、いずれも本株主提案に係る候補者と重複しておりません。

すなわち、本株主提案は、株主の皆様に対し、**当社の現経営陣と、当社の経営に関与したことも当社の主力事業に関する経営経験もない経営陣の、いずれの体制が当社にとって適切かという判断を迫る趣旨のもの**であり、本定時株主総会において、当社提案に係る取締役の選任議案が可決されるか、又は、本株主提案が可決されるかによって、本定時株主総会後の当社の経営陣は全く異なることになります。

その上で、**当社取締役会は、以下の理由により、本株主提案の全てに「反対」いたします。**

- **提案株主が示す新経営陣による当社の経営方針には、具体性・合理性がなく、当社の中期経営計画に定めた成長戦略の継続性が見込まれないこと**
- **提案株主が提案する経営陣では、提案株主から独立した当社の経営を行うことは難しいこと**
- **株式会社TOKAIコミュニケーションズとの業務提携の実現のためには、経営の持続性が望ましいこと**
- **提案株主が主張する内容には誤り、誤導が多く含まれていること**
- **現経営陣が検討している施策を実行することにより、当社のコンプライアンス体制は既に向上及び改善が図られており、今後もその継続が見込まれること**

⑵ **反対意見の理由**

① 提案株主が示す新経営陣による当社の経営方針には、具体性・合理性がなく、当社の中期経営計画に定めた成長戦略の継続性が見込まれないこと

提案株主は、本株主提案において、当社によるMaaS領域における事業展開等を説き、「新経営陣による経営方針」として、ベンチャー企業である株式会社未来シェアの知見を活用することで当社の改革を進めることや、提案株主がすでに東証一部上場のAI事業者や小売事業者を含む複数の企業との間で、移動サポート事業領域における各種提携に向けた交渉を開始したことに言及しています。

しかしながら、**その具体的な内容や進展状況は全く不明であり、これまで当社に対しても、当該交渉の状況や内容などについての説明は一切なされていません。**すなわち、提案株主が示す新経営陣による当社の経営方針は、何れの点においても具体性を欠いており、その内容を評価することすら困難なものです。このような状況の下では、そもそもその実現可能性についてさえ、疑義を呈さざるをえません。

また、本株主提案に係る取締役候補者７名は、いずれも当社の経営に関与した経験がなく、当社の主力事業領域における経営経験もないため、当社の事業展開を適切に推進する知見等を有していると考えることは困難です。

なお、当社は、電子カルテシステムを中心とした医療情報システムの開発・販売を主たる事業とする提案株主と、2012年に資本業務提携契約を締結して以来、提案株主の病院顧客資産等を活用した共同の事業開発の提案を幾度となく行ってきましたが、具体的成果には至りませんでした。かかる実態を踏まえれば、提案株主において、真に当社の企業価値を向上させる意思を有していると判断することも困難です。

以上を踏まえれば、提案株主は、「当社経営陣刷新の必要性」などと標ぼうしてはいるものの、**当社の経営方針について具体的な展望を持ち合わせているものではなく、当社の中期経営計画に定めた成長戦略を継続する意思もなく、真に当社の企業価値を向上させる意思を有しているかも不明と言わざるを得ません。**本株主提案は、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものであると評さざるを得ないものです。

② 提案株主が提案する経営陣では、提案株主から独立した当社の経営を行うことは難しいこと

敢えて述べるまでもなく、上場会社は、特定の株主の利益のために存在するものではありません。仮に親子会社の関係性があった場合ですら、その子会社の経営の独立性の維持は、重要かつ決定的な論点となります。

一方で、**提案株主は、当社の事業継続性を一切考慮せず、当社の取締役全員を交代させた上で、当社の「経営に参画する」と明言しています。**このような提案内容、及びその論理的な不一致自体が、

提案株主が持つ誤ったコーポレート・ガバナンスの考え方の表れと思われます。
また、当社は、提案株主と異なり、公に個人攻撃をするようなことは差し控える所存ですが、提案株主が提案する経営陣には、個人の能力等とは別の問題として、以下のような問題があると考えています。

まず、上場企業である提案株主の取締役を兼ねる取締役候補者２名は、本株主提案書面上、当社の社外取締役ではない取締役（うち１名は代表取締役社長）に就任することとされておりますが、当社の少数株主の利益保護の観点からどのように位置づけられるのかが不明です。この点について、提案株主は一切説明をしておりません。
また、社外取締役候補者２名は、特定の当社顧客とのコネクションが強いことや、提案株主の経営方針における提携候補先の代表を務めていること等からすると、類型的に、当社の社外取締役としての監視・監督機能を十分に発揮することが期待できません。
最後に、当社従業員である取締役候補者（３名）は、上場会社の経営経験がなく、かつ、これまで当社の経営にも関与してこなかったことから、経営者としての能力は不透明です。一方で、提案株主が敢えて接触の上、当社の経営権奪取のために同従業員らを巻き込んだことからすると、その利害関係や関係性に鑑み、かかる取締役候補者らが、提案株主の不利益になる行動を執ることは期待できません。すなわち、唯々諾々と、提案株主の指示に従うことにならざるを得ないことを深く憂慮します。

以上のとおり、**提案株主の提案する経営陣は、およそ提案株主から独立しておらず、上場企業である当社の独立した経営を志向したものでは全くない**のであり、当社も、当社の少数株主の皆様の立場からも、到底受け入れられるものではありません。そのような提案をすること自体、提案株主は、コーポレート・ガバナンスへの理解が著しく不足しているものと判断せざるを得ません。

③ 株式会社TOKAIコミュニケーションズとの業務提携の実現のためには、経営の持続性が望ましいこと

当社は、2020年６月１日付けプレスリリース「**株式会社TOKAIコミュニケーションズとの業務提携の基本合意に関するお知らせ**」の通り、株式会社TOKAIコミュニケーションズ（以下「TOKAIコミュニケーションズ」といい、TOKAIコミュニケーションズの親会社を頂点とする企業集団を総称して「TOKAIグループ」といいます。）との間で、同日、業務提携（以下「本業務提携」といいます。）に係る基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を締結いたしました。
当社グループは、MaaS対応新エンジンの開発やM＆A、事業提携等を積極的に進め、MaaS関連サービス事業者向けのサービス展開や、働き方改革支援を始めとする様々な企業ニーズに全方位で対応可能な「マルチリンク型グループ経営」の実現を目指し、2019年５月14日策定の中期経営計画に則

り事業を推進してまいりました。一方、TOKAIコミュニケーションズは、当社との間でMaaS対応新エンジンの開発とそのサービス化についての共同開発を継続して実施してまいりましたが、これにとどまらず、本業務提携で想定している次の内容の協業に取り組み、又はこれを積極的に加速させた上で、当社株主の皆様に当該成果を共有することなどを通じ、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に大いなる貢献をいただける貴重な協業相手といえます。

【協業の具体的内容の例】

TOKAIグループが推進する「ABCIR+S」(注) 戦略をベースにしながら、TOKAIコミュニケーションズと当社の強固なパートナーシップの中で以前から取り組みを進めているMaaS対応の新乗り換えエンジン（以下「MaaSエンジン」といいます。）の開発と事業化や、働き方改革等の効率的な企業活動を支援する業務系ソリューションの事業化を促進するとともに、５G通信ネットワークやポストコロナ等の新時代を見据えた新たなソリューションの共同開発を行うなど、新事業領域を共同で開拓していくことを基本理念として、以下の取り組みを行ってまいります。詳細については、両社間の協議により決定してまいります。

(注) ABCIR+Sは、A（AI）・B（Big Data）・C（Cloud）・I（IoT）・R（Robotics）+S（Smart Phone）のそれぞれの頭文字をつなげた独自の造語で、TOKAIグループの技術革新に向けた戦略です。記載されている会社名、製品名、サービス名、ロゴ等は各社の商標または登録商標です。

【システムインテグレーション事業分野】

1．MaaSエンジンの開発とそのサービス化についての共同開発（現在進行中）
2．MaaSエンジンに関する各交通事業者あるいはMaaSオペレーターに向けた共同営業とその導入、及び周辺のシステムソリューション開発
3．静岡県をはじめとする全国自治体に向けた観光型MaaSに関するソリューションサービスの開発と共同営業
4．TOKAIグループが新たに構築したデータマネジメントプラットフォーム（D−sapiens）に、駅探が保有、蓄積した様々な移動関連データを融合し、D−sapiensの高度なAI分析等による移動需要予測等のデータベース構築と、それを基にMaaSのみならずポストコロナ時代に求められる「新しい生活様式」に向けたソリューションサービスの開発
5．駅探BIZをはじめとする業務系ソリューションサービスの機能拡張、隣接領域の新規サービスの共同開発と共同営業

【データセンター・クラウド事業分野】

1．MaaSエンジンについてのデータセンター構築並びに最新のクラウド環境を駆使したサービスプラットフォーム構築

【通信事業分野】

1．今後到来する５G時代を見据え、拡大市場として期待されるリモートワーク周辺に関するアプリケーション開発と企業向け通信ネットワーク・インフラのセット・パッケージ等の新商品企画・開発とその共同営業

当社は、**本業務提携を通じたTOKAIコミュニケーションズとの協業関係の構築こそが、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に資する**ものと考えております。

提案株主は、当社の「企業価値及び株主共同の利益を向上させるためには、MaaS領域における事業展開」が必要と主張していますが、本業務提携の促進が実現すれば、MaaS領域のみならず、今後明確な拡大市場として期待されるテレワーク周辺に関するアプリケーションの共同開発や、企業向け通信インフラのセット・パッケージ等の新商品の企画・開発、その共同営業など、新たな分野への展開を加速するための比類なき体制が整います。

このように、本取組みは、当社の事業展開戦略を大いに加速させるものですが、それだけでなく、提案株主の指向する「企業価値及び株主共同の利益向上策としてのMaaS領域へのアプローチ」という観点においても、最適なものと考えられます。

一方、**本業務提携は、TOKAIコミュニケーションズと当社の現経営陣との深い相互理解と強い信頼関係を前提**とした取組みです。すなわち、当社の現経営陣は、TOKAIコミュニケーションズとの間のMaaSエンジンの共同開発の過程において、双方の企業文化や技術の深い相互理解と強い信頼感の構築を進めてまいりました。

本業務提携は、このような深い相互理解と強い信頼関係が存在していることを前提として、将来、主軸となり得る新たな事業を共同して開発、遂行していくために、従前の協業関係を更に強固化・拡大化するための取組みです。

しかしながら、本定時株主総会において本株主提案が可決された場合には、**両社間の相互理解・信頼関係の再構築に関わる課題が生じる可能性があり、その確実かつ迅速な実現のためには、株主提案では担保されていない経営の持続性が必要と考えます。**

本業務提携の詳細については、2020年６月１日付け当社プレスリリース「**株式会社TOKAIコミュニケーションズとの業務提携の基本合意に関するお知らせ**」をご参照ください。

④ 提案株主が主張する内容には誤り、誤導が多く含まれていること

提案株主は、本株主提案書面や2020年５月21日付けプレスリリース「株式会社駅探に対する株主提案に関するお知らせ」等（以下「本提案株主プレスリリース等」といいます。）において、当社につき、「事業展開の遅滞」や「投資を怠っている」こと、「新規事業を生み出す企業風土が喪失するに至っている」ことなどがあり、これらの原因が全て一部の取締役の言動に起因するかのように主張した上で、本株主提案を行っております。

しかしながら、提案株主が本株主提案や本提案株主プレスリリース等において主張する内容は、以下の事項を中心として誤り・誤導を多く含むものであり、看過することはできません。

〈提案株主の主張に関する主要な誤り・誤導〉

提案株主の主張	事実
・当社が提案株主との話し合いを一方的に拒否した。 ・当社からの申入れにより、本年４月24日に提案株主と当社との面談を設定していたが、前日に一方的にキャンセルされた。	・**当社が提案株主との話し合いを一方的に拒否した事実はありません。** ・当社は、提案株主からのご要望を社内で検討していたところ、予定した面談の直前に、当初のご要望と全く異なる内容の本株主提案書面を受領しました。話し合いをせずに本株主提案書面のような極端な内容を一方的に送付しておきながら、あたかも当社が一方的に話し合いを拒否したかのような主張をすることは許容できません。むしろ、提案株主こそが、話し合いを拒否して一方的に本株主提案を行ったものです。
・提案株主以外の当社株主による仲介が不調に終わった。	・提案株主以外の当社株主が、当社と提案株主との間を**仲介したという事実自体が存在しません。**
・当社が新型コロナウィルスによる影響を理由として、本定時株主総会の開催及び議決権行使の基準日を不当に延期し、新たな基準日までの間に資本異動を行うことにより、提案株主さらには一般株主の権利を害するおそれもある。	・そもそも、当社は、**本定時株主総会を、例年通り６月中に開催することを予定**しています。 ・本年における３月決算会社はすべからく同様の状況と認識しておりますが、当然当社にも、監査法人及び証券代行より、決算スケジュールの遅れに伴い、株主総会の開催タイミングについて様々なパターンを検討はしておくようにアドバイスがありました。当社も、当該アドバイスを踏まえ、専門家の意見も聴取しながら定時株主総会までのスケジュールを組んでまいりましたが、本招集通知表書きのとおり、６月中に定時株主総会を開催することができることとなりました。 ・多数の株主の皆様及び市場関係者の皆様に多大なる影響を与える憶測を平然と公表する提案株主の姿勢には、重大なガバナンス・コンプライアンス上の問題があると言わざる得ません。

提案株主の主張	事実
・当社の部長クラスはほとんど退職し、９つの部・室のうち、部長（担当部長を除く）は１名しかおらず、他は全て取締役が兼務している。	・**事実と異なります。**当社従業員を巻き込んでまでこのような混乱を生じさせながら、提案株主がこれほど明確な事実すら把握できていないことは甚だ遺憾です。 ・当社は、従業員が60～70名の規模の会社であり、基本的機能を有する部は５部です。これ以外の部門は、領域拡大を目的とした業務分野を明確にするために設置されている兼務プロジェクト部門となります。 ・また、当社の現在の組織体制は、ITベンチャー企業として迅速な判断と機動的な組織運営を行う観点から、３名の取締役が部門長を務め、部長職が２名という構成であります。 ・提案株主が主張する左記の内容は、もともといた９名の部長が１名となったかのような記載となっておりますが、実際には、当社は上記の組織体制にて運営しているものです。
・「たかが31％の株主がそのようなことを要請することはいかがなものか」旨の発言について	・**著しい誤導です。**提案株主が、当社のコンプライアンス問題を指摘し、現経営陣の退任と提案株主を中心とする経営推進を主張したため、当社はこれに対して、**提案株主以外の一般株主の共同の利益の保護・株主間の公平性の観点から当社にとって望ましくない旨発言したもの**であり、むしろ適切な内容の発言と考えられます。

このように、提案株主が主張する内容には、多くの誤り・誤導が含まれております。

当社としては、提案株主が多くの誤り・誤導を含む本提案株主プレスリリース等を平然と開示し、提案株主以外の株主の皆様に誤解を与えることによって、当社の企業価値及び株主共同の利益が害されようとしている現状を、強く懸念しております。

むしろ真実は、当社が、携帯課金サービスの事業環境が大きく変わる中、当社の事業の中核を新事業に切り替え、売上構成を大きく変えてきたという実績や、昨年新たに作成した中期経営計画において２つの次期成長領域を設定し、そのための事業開拓・技術開発投資を行ってきたことなどが、提案株主にとって何らか不都合なものであったため、提案株主は、このような主張をしてまで、当社の経営権を奪取しようとするものにほかなりません。

⑤ 現経営陣が検討している施策を実行することにより、当社のコンプライアンス体制は既に向上及び改善が図られており、今後もその継続が見込まれること

当社が本定時株主総会で上程予定の取締役選任議案は、従前の、業務執行取締役４名及び社外取締役２名の計６名体制を変更し、業務執行取締役３名及び社外取締役４名の計７名（新任の社外取締役候補者２名を追加）の候補者により構成されています。

すなわち当社は、今般、外部の専門家のアドバイスも聴取した上で、ガバナンス体制強化の観点から**社外取締役が過半数を占める取締役会の構成を採用**することとし、その実現のため、当社と特別の利害関係を有しないことを前提として、当社事業に関連する専門性を有すること、労働環境改善・監督、コンプライアンスに関する知見・専門性を有することを条件に、複数の社外取締役候補者と面談を進めてまいりました。

その結果、野坂茂氏、村上展章氏の２名が条件に適合し、当社の社外取締役として最適であると判断するに至ったため、同氏らを新任の社外取締役候補者として本定時株主総会に上程する予定としています。

すなわち、本定時株主総会で上程予定の取締役選任議案は、**取締役のうち過半数が社外取締役である取締役会構成を採用することで、ガバナンス体制をより強固にし、株主の皆様、とりわけ少数株主の皆様の利益保護及び企業価値向上のための基盤づくりに取り組む当社の方針を明確に打ち出すものと致しました。**

（※）東京証券取引所市場第一部上場会社（2019年７月時点）ですら、過半数を社外取締役が占める取締役会構成を採用している例はわずか6.3％に過ぎません（2019年８月１日付け東京証券取引所「東証上場会社における独立社外取締役の選任状況及び指名委員会・報酬委員会の設置状況」参照）。

さらに、取締役会の構成にとどまらず、全社的取組みが必要な経営課題については、部門横断的推進責任体制を明確にする執行役員制度を導入し、その権限委譲と事業運営の加速を進めております。

また、当社は、既に不正・コンプライアンス違反に関する体制強化（内部通報窓口の整備・拡充／コンプライアンス関連の意識・知見の拡充／第三者による運用全体に係る評価・改善）に関する具体的な検討と、施策の導入を進めております。

このように、当社では、東証マザーズ上場会社として実現可能な最高レベルのガバナンス体制と、コンプライアンスの観点からも更に充実した体制を整えるべく、考え得る施策を複数検討し、各施策を実行に移すための具体的な準備を進めているところです。

なお、当社は、提案株主より指摘のあった取締役１名によるコンプライアンス違反について、本年３月18日付けで、当社の社外役員及び外部の弁護士からなる外部調査委員会を設置し、調査を進めてまいりました。

そうしたところ、当該調査の実施中に、調査対象の取締役から、同取締役の認識では厳格で公平かつ働きやすい環境を整えるために努力をしてきたものであったものの、コンプライアンス違反の可能性を指摘されたこと自体を重く受け止めており、**調査結果の内容如何にかかわらず、本定時株主総会における取締役候補者となることを控える旨の申し出**があり、当社としても、当該申し出を踏まえ、同取締役を取締役候補者とはしないこととしています。

その後、本年５月21日付けで、当該調査に係る調査報告書が提出されました。当該調査報告書においては、調査対象の取締役による言動は、一部、その方法として相当な範囲を超えた部分があり、当該部分についてはパワーハラスメントに該当する可能性が相当程度認められる旨の指摘がなされております。一方で提案株主が問擬する具体的なハラスメント行為のいずれもが認定されたわけではないものの、これを受けて、当該取締役からは、一部ハラスメント行為に該当する可能性を指摘されたこと、また、それが本株主提案の理由の一つとされ、当社に混乱が生じていることなどを踏まえ、**引継ぎを行った上で辞任したい旨の申し出**があり、当該取締役は、当社取締役を辞任しております。

当社としては、調査委員会の指摘を真摯に受け止めた上で、調査結果の報告を待たずに検討を進めていた上記各種体制強化を実現し、また加速させていくことにより、**これを機に、東証マザーズ上場会社として実現可能な最高レベルのガバナンス体制の構築と、コンプライアンス体制の拡充を実施してまいる所存です。**

以上より、**当社取締役会は本株主提案に反対いたします。**

株主の皆様におかれましては、くれぐれも慎重にご判断をいただきますよう、お願い申し上げます。

以上

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、過去最高水準の企業収益と、それに伴う堅調な設備投資や良好な雇用環境を受けて緩やかな景気回復が続いていたものの、第４四半期には新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、急激な悪化が進んでおり先行きが不透明な状況になっております。

当社グループの事業領域においても、１月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による個人の外出、旅行の自粛や企業の出張自粛などにより、経営環境は大きく影響を受けました。

そのような状況の中、当社の創業事業である乗換案内サービスは、日常生活での人々の移動をサポートする、利用頻度の高いサービスとして世の中に広く定着しておりますが、スマートフォンの販売ルール変更の影響による、事業環境の変化が生じている一方で、『MaaS』（Mobility as a Service）と呼ばれる利用者の目的やし好に応じて最適な移動手段を提供し、利用者の利便性を高めるサービスが各交通機関の事業者において実証実験段階に入り、新たな市場が登場しつつあります。また、「働き方改革」に代表されるような、企業の生産性向上・業務効率化ニーズは、ますます高まりを見せております。このような状況下、当社グループは、2019年５月に公表いたしました中期経営計画において、『MaaS関連サービス』と『働き方改革に関わる業務ソリューション』を成長領域と設定し、技術開発・事業開拓の投資を積極的に進めており、当第３四半期において、旅行会社向けの国内外の観光ガイドブック事業や訪日外国人を対象とする販売プロモーションサービスを法人顧客に提供する事業などを行っております、株式会社ラテラ・インターナショナルの全株式を取得し連結子会社といたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は2,864,585千円（前年同期比5.6％減）、営業利益は339,119千円（前年同期比比29.4％減）、経常利益は341,846千円（前年同期比28.8％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は23,402千円（前年同期比92.0％減）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

コンシューマ向け事業

コンシューマ向け事業につきましては、第３四半期まではメディア広告・旅行業が好調に推移いたしましたが、１月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けました。従来型の月額課金ビジネスについては、スマートフォン販売ルールの変更に伴うプロモーションの環境変化への対応を進めておりますが、メディア広告・旅行業同様に新型コロナウイルス感染症の影響を受けました。

その結果、売上高は1,863,753千円（前年同期比8.2%減）、セグメント利益は461,287千円（前年同期比3.7%減）となりました。

法人向け事業

法人向け事業につきましては、ＡＳＰ・ライセンスビジネスは、積極投資領域である業務系ソリューション領域において新規顧客等からのスポット案件獲得が好調であったほか、ＢＴＭ分野も含め、既存顧客との取引も堅調に推移しました。また、2018年７月にサービスを開始した「駅探Biz」につきましては、機能強化及び大手ワークフローベンダーとの連携も開始し、当初の想定通りに収益の計上を開始いたしました。株式会社ラテラ・インターナショナルにつきましては、第４四半期において、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響を受け、旅行会社向けの国内外の観光ガイドブック事業や訪日外国人を対象とする販売プロモーションサービスを法人顧客に提供する事業について、大幅な売上減少となりました。

その結果、売上高は1,000,832千円（前年同期比0.4%減）、セグメント利益は262,448千円（前年同期比26.0%減）となりました。

⑵ 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、147,262千円であります。

その主なものは、事務所設備66,556千円、当社及び連結子会社のサービス用サーバー等の増強35,565千円及びサービス利用目的ソフトウエアの開発41,735千円であります。

⑶ 資金調達の状況

該当事項はありません。

⑷ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑸　他の会社の事業の譲受けの状況
　　該当事項はありません。

⑹　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
　　該当事項はありません。

⑺　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
　　当社は、2019年11月に、株式会社ラテラ・インターナショナルの株式を取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。

⑻ 対処すべき課題

当社グループは事業収益の拡大と強固な経営基盤を確保すべく、以下の事項を重要課題と捉え、その対応に引き続き取り組んでまいります。

①事業戦略

当社グループを取り巻く経営環境は、交通・移動関連においては「MaaS」（Mobility as a Service）とよばれる利用者の目的や嗜好に応じて、最適な移動手段を提示し利用者の利便性を高めるサービスが各交通関連の事業者において実証実験段階に入り、新たな成長領域が拡大しております。また、法人においては、人手不足問題、働き方改革の推進なども背景に、生産性向上・業務効率化といった企業ニーズはますます高まっていくと考えられる中で、新たな成長領域の開拓を積極的に行ってまいります。

コンシューマ向け事業では、月額課金サービスにて、新たな高単価サービスの導入や集客手法の改善により従来からの減収傾向に歯止めをかけ、一方で連結子会社である株式会社ラテラ・インターナショナルの事業資産を活用し、今後のMaaS対応も見据えた自社メディアの再強化により広告事業及びトラベル事業の継続成長を目指します。

法人向け事業では、働き方改革に貢献すべく法人業務効率化のためのソリューションサービスやシステム開発に軸足を移し、新たな成長領域として注力してまいります。当社の自社ブランドであるクラウド型ICカード交通費精算サービス「駅探Biz」について、マルチデバイス対応等の機能拡張や大手ワークフローベンダーとの機能連携により拡販を進めております。また、連結子会社である株式会社ビジネストラベルジャパンとの連携を加速させ、幅広い法人顧客へのサービス提供を展開してまいります。

2019年５月14日に発表いたしました中期経営計画において、2024年３月期に当連結会計年度の約２倍となる60億円の売上高、過去最高水準となる６億円超の営業利益の達成を掲げております。この実現のために、MaaS対応新エンジンの開発やM&A、事業提携等の積極投資を進め、MaaS関連サービス事業者向けのサービス展開や、働き方改革支援を始めとする様々な企業ニーズに全方位で対応可能な「マルチリンク型グループ経営」を実現するための「駅探グループ」を構築してまいります。

②技術開発

事業戦略で定めた成長戦略を実現するためのエンジンやサービスの開発をスピード感を持ち、柔軟に遂行できる体制構築が重要な課題と考えております。採用の強化と、技術力アップのための教育研修に加え、提携やM&Aの活用による体制強化を進めてまいります。

また、サービスの多様化に伴ってサービスやデータ、システムの運用コストが肥大化することを防ぎ、効率的な運用の仕組みを構築することが収益性を確保する上での重要課題と認識しています。運用の効率化、自動化を継続的に取り組んでまいります。

③コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社は、株主をはじめ、顧客、従業員、地域社会等のステークホルダーに対する社会的責任を果たすとともに、企業価値の最大化を図るためには、各ステークホルダーの立場を踏まえた上で、透明性が高く、公正かつ迅速で、果断な意思決定を行うための仕組みとしてのコーポレート・ガバナンス体制の構築と改善、強化が重要であると認識しております。業容拡大に伴う業務の増大に対応して、常に見直しを図り、内部統制の仕組みを改善し、連結子会社を含む当社グループ全体への教育や啓蒙を行い、必要に応じて管理部門の人員を強化することで、より強固なコーポレート・ガバナンス体制を構築してまいります。なお、当社は、本株主総会におきまして、ガバナンス体制の強化等を目的として、社外取締役の増員を提案しております。具体的内容につきましては、「株主総会参考書類」（６頁から31頁）をご覧ください。

④人材の育成

当社は、中期経営計画を達成するためには、会社を支える優秀な人材の確保と育成こそが最も重要であると考えております。豊かな経験と高いスキルを持つ人材や、潜在能力の高い人材の獲得に向けて採用活動を強化するとともに、社員の役割に見合ったスキルの獲得のための教育研修の実施、また適正な評価がなされる企業風土の構築が必要であると認識しており、そのために階層別、職能別の研修を実施し、個々の総合的な能力を高め、結果として組織力を向上させることに努めてまいります。あわせて、新本社オフィスへの移転やテレワークの導入等の各種制度の改善により、社員がその能力を十分に発揮でき、モチベーションを高められる環境整備に取り組んでまいります。

⑼ 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第15期 (2017年３月期)	第16期 (2018年３月期)	第17期 (2019年３月期)	第18期(当期) (2020年３月期)
売上高（千円）	－	2,936,677	3,035,233	2,864,585
経常利益（千円）	－	502,621	480,085	341,846
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	－	317,209	291,208	23,402
１株当たり当期純利益（円）	－	58.84	53.35	4.26
総資産（千円）	－	3,188,992	3,304,150	3,293,959
純資産（千円）	－	2,637,362	2,835,441	2,766,662
１株当たり純資産（円）	－	483.33	517.60	502.15

（注）１．売上高には消費税等は含まれておりません。

２．当社では、第16期より連結計算書類を作成しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第15期 (2017年３月期)	第16期 (2018年３月期)	第17期 (2019年３月期)	第18期(当期) (2020年３月期)
売上高（千円）	2,911,048	2,817,333	2,810,647	2,542,722
経常利益（千円）	620,487	502,769	443,057	362,494
当期純利益（千円）	418,127	317,766	271,320	19,975
１株当たり当期純利益（円）	77.96	58.94	49.70	3.64
総資産（千円）	2,985,995	3,086,116	3,234,109	3,149,251
純資産（千円）	2,386,987	2,620,073	2,814,535	2,742,329
１株当たり純資産（円）	443.84	483.44	513.78	497.73

（注）売上高には消費税等は含まれておりません。

⑽　重要な親会社及び子会社の状況（2020年３月31日現在）

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ビジネストラベルジャパン	42,000千円	100.00%	出張手配・管理システムの提供及び受託開発
株式会社ラテラ・インターナショナル	80,000千円	100.00%	旅行ガイドブック制作、プロモーション事業

（注）2019年11月に株式会社ラテラ・インターナショナルの株式を取得し、同社を完全子会社といたしました。

⑾　主要な事業内容（2020年３月31日現在）

事業区分	事業内容
コンシューマ向け事業	個人向け及び携帯キャリア向け乗換案内サービスの提供、 会員優待サービスの提供、旅行商品販売等
法人向け事業	法人向け乗換案内ＡＳＰサービスの提供、出張手配・管理システムの提供、旅行ガイドブックの制作、プロモーション事業等

⑿　主要な営業所（2020年３月31日現在）

①当社

本店：東京都千代田区

②子会社

株式会社ビジネストラベルジャパン　本店：東京都千代田区

株式会社ラテラ・インターナショナル　本店：東京都中央区

⑬ 従業員の状況（2020年３月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
コンシューマ向け事業	16（11）名	－（+1）名
法人向け事業	28（ 4）名	+1（+3）名
全社（共通）	31（14）名	－（△1）名
合計	75（29）名	+1（+3）名

（注）１．従業員数は就業員数であり、臨時従業員（派遣社員含む）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

２．全社（共通）は、当社のエンジン・データ開発部、システム運用部及び管理部門の従業員であります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
60（26）名	△3（－）名	39.7歳	7.0年

（注）従業員数は就業員数であり、臨時従業員（派遣社員含む）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。子会社への出向者は除いております。

⑭ 主要な借入先（2020年３月31日現在）

該当事項はありません。

⑮ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（2020年３月31日現在）

⑴　発行可能株式総数　　25,635,200株

⑵　発行済株式の総数　　5,509,684株　（自己株式1,379,116株を除く）

⑶　株主数　　3,660名

⑷　大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
株式会社ＣＥホールディングス	1,700,000	30.85
インクリメント・ピー株式会社	588,000	10.67
神原伸夫	200,000	3.63
株式会社ぐるなび	158,200	2.87
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG（FE-AC）	117,100	2.13
光通信株式会社	87,900	1.60
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	66,200	1.20
一般社団法人ＶＩＰ	63,300	1.15
吉川直樹	61,500	1.12
松岡真二郎	60,000	1.09

（注）１．当社は、自己株式を1,379,116株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
　　２．持株比率は自己株式を控除して算出しております。

⑸　その他株式に関する重要な事項
　該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

⑴ 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
（2020年３月31日現在）

決議年月日	2010年６月25日
保有者の区分及び人数	当社取締役１名（社外取締役を除く）
新株予約権の数	130個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	52,000株（注）１．
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使価額	550円 （注）１．
新株予約権の行使期間	2012年６月26日から 2020年６月24日まで
新株予約権の行使の条件	（注）２．

（注）１．2010年11月５日付株式分割（１株につき100株の割合）及び2011年９月１日付株式分割（１株につき４株の割合）による分割後の株式数及び行使価額に換算して記載しております。

２．① 新株予約権者は、行使時においても当社の取締役、監査役、又は従業員の地位にあることを要します。ただし、当社の取締役を任期満了により退任、定年退職、その他正当な理由による退任、退職であるとして当社の取締役会がその権利行使を認めた場合はこの限りではありません。

② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとします。

③ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

⑵ 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

⑶ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項（2020年３月31日現在）

⑴　取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中村　太郎	管掌部署：内部監査室/HCビジネス部 ㈱ビジネストラベルジャパン代表取締役社長 ㈱ラテラ・インターナショナル代表取締役
常務取締役	大城　敦之	事業管掌　（管掌部署：コンテンツビジネス部、事業準備室、ASP・ライセンスビジネス部、エンジン・データ開発部、システム運用部、ソリューションビジネス部） ㈱ビジネストラベルジャパン取締役 ㈱ラテラ・インターナショナル取締役
取締役	櫻井　浩司	エンジン・データ開発部/システム運用部　担当 ㈱ビジネストラベルジャパン取締役 ㈱ラテラ・インターナショナル取締役
取締役	栁　象二郎	管理管掌（管掌部署：総務人事部、経営管理部） ㈱ビジネストラベルジャパン取締役 ㈱ラテラ・インターナショナル取締役
取締役	竹尾　伸一	㈱トーヨーレイバーコンサルタント 代表取締役 労働保険事務組合 東洋労働保険協会 代表理事
取締役	池原　元宏	野村綜合法律事務所パートナー 日新製糖㈱　社外取締役
常勤監査役	竹谷　敬治	(株)トプコン社外監査役
監査役	岡田　務	
監査役	内田　満之	ペッツベスト少額短期保険(株) 常勤監査役

（注）1．取締役竹尾伸一氏及び池原元宏氏は社外取締役であります。
2．監査役竹谷敬治氏、岡田務氏及び内田満之氏は社外監査役であります。
3．当社は、監査役竹谷敬治氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4．監査役竹谷敬治氏は、他の会社での監査役経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役岡田務氏は、長年の経理業務の経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役内田満之氏は、業務監査経験を通じ、幅広いビジネスに関する相当程度の知見を有しております。
5．当事業年度中の担当及び重要な兼職の異動について
・代表取締役中村太郎氏は、2019年11月15日付で株式会社ラテラ・インターナショナルの代表取締役に就任いたしました。

⑵　責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行を行わない取締役及び監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、会社法第427条第１項に基づき、各社外取締役及び各社外監査役との間で、同法第423条第１項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、当該賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。

⑶　取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支　給　人　数	報　　酬　　等　　の　　総　　額
取　　締　　役	8人	80,350千円（うち社外取締役４人 4,800千円）
監　　査　　役	3人	10,200千円（うち社外監査役３人 10,200千円）
合　　計	11人	90,550千円（うち社外役員７人 15,000千円）

（注）取締役の報酬等の総額には、役員賞与引当金繰入額13,600千円を含めております。

⑷　社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役　竹尾伸一

・株式会社トーヨーレイバーコンサルタント代表取締役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。

取締役　池原元宏

・野村綜合法律事務所パートナーであります。当社と同所との間には特別の関係はありません。

監査役　竹谷敬治

・株式会社トプコンの社外監査役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。

監査役　内田満之

・ペッツベスト少額短期保険株式会社の常勤監査役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
取　締　役	竹　尾　伸　一	2019年６月の就任後開催された取締役会14回のうち14回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取　締　役	池　原　元　宏	2019年６月の就任後開催された取締役会14回のうち14回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
常勤監査役	竹　谷　敬　治	当期開催の取締役会18回のうち17回に出席し、また当期開催の監査役会18回のうち17回に出席し、必要な発言を適宜行っております。
監　査　役	岡　田　　務	当期開催の取締役会18回のうち18回に出席し、また当期開催の監査役会18回のうち18回に出席し、必要な発言を適宜行っております。
監　査　役	内　田　満　之	当期開催の取締役会18回のうち17回に出席し、また当期開催の監査役会18回のうち17回に出席し、必要な発言を適宜行っております。

5．会計監査人の状況

（1） 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

（2） 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務に係る報酬等の額　31,200千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記の金額にはこれらの合計金額を記載しております。

２．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬の見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

（3） 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。

6．会社の体制及び方針

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに適正かつ健全な企業活動を行う。

ロ．取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

ハ．コンプライアンスの状況は、取締役会、経営会議、コンプライアンス・リスク管理委員会（以下、「CR委員会」という。）等を通じて取締役及び監査役に対して報告されねばならない。各部長は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。

ニ．代表取締役社長直轄の内部監査室を設置する。内部監査室は、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について監査役会と連携し、定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、総務人事部を窓口として定め、適切に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「情報管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。

ロ．取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し定期的に見直すものとする。

ロ．リスク情報等については取締役会、経営会議、CR委員会等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応はコーポレート部が行うものとする。

ハ．不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下のCR委員会を招集し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

ニ．内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役会は月に１回定期的に、又は必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営方針及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

ロ．取締役は代表取締役社長の指示のもと、取締役会決議及び社内規程等に基づき自己の職務を執行する。また経営会議にて、会社経営に関する情報を相互に交換、あるいは協議し、必要に応じ、取締役会に対し、経営政策、経営戦略を進言するものとする。

ハ．各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。

⑤　当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社及び子会社の業務適正確保の観点から、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用するものとし、必要な子会社への指導、支援を実施する。

ロ．監査役及び内部監査室は、定期的に当社及び子会社の内部監査を実施し、当社及び子会社の内部統制の有効性と妥当性を確保する。また監査結果については、取締役会、経営会議等に報告するものとする。

ハ．子会社を担当する役員又は担当部署を明確にし、必要に応じて適正な指導、管理を行うものとする。また、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社に報告するものとする。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、当該使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。

ロ．取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。

ロ．監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等より専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に報告を求めるなど必要な連携を図ることとする。

ハ．監査役が当社に対し、その職務の執行にかかる費用の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該費用の請求が職務の執行に必要でないと判断された場合を除き、速やかに処理をすることとする。

⑨　財務報告の信頼性を確保するための体制

「内部統制システム構築の基本方針」及び別途定める「財務報告の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

⑩　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

イ．反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを社内に周知し明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

ロ．コーポレート部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。

ハ．反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

①　経営及び業務執行の健全かつ適正な運営の強化のため、常勤役員で構成される経営会議、部長職、監査役及び内部監査室長で構成される部長連絡会、社長、管理担当取締役、監査役、内部監査室長で構成されるCR委員会等を定期的に開催し、リスク状況の把握と早期是正を図るとともに、必要に応じて取締役会に報告することでリスク及びコンプライアンス違反等の事象と対策の状況を経営と共有しております。

②　匿名性が担保された内部通報窓口を設置し、それを全社員に周知することでリスク及びコンプライアンス違反等の情報収集体制を整備しております。

③　取締役会その他の重要な会議の議事録は開催ごとに作成、管理され、稟議書等の重要な文書も適切に管理しております。

④ 財務報告に係る内部統制については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を実施いたしました。

⑤ 監査役、内部監査室長、会計監査人は、定期的に意見交換を行い、実効性のある内部監査の実施を目指しております。

⑥ 反社会勢力排除に関する取り組みとしては、新規取引先との商談前に企業調査を実施するとともに、契約書に反社会勢力排除条項の記載を必須としているほか、弁護士、警察等外部専門機関との情報交換を継続的に実施しております。

⑶ 株式会社の支配に関する基本方針

特筆すべき事項はありません。

⑷ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金の配当は、期末配当、中間配当の年２回を基本的な方針としております。期末配当の決定機関は株主総会でありますが、中間配当に関しては「取締役会の決議により、毎年９月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

また、当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状態を勘案し決定していく所存であります。中長期的な事業拡大に必要な内部留保の充実を勘案し、当社の経営成績及び財政状態並びにその見通しに応じた適切な利益還元策を柔軟に検討し、実施することを基本方針としております。

上記基本方針に基づき、当事業年度においても昨年に引き続き、株主への積極的な利益還元策として定時株主総会での承認を前提に、配当を実施することといたします。当事業年度の期末配当につきましては、基本方針のもと、１株当たり10円00銭としております。中間配当（１株当たり10円00銭）と合わせ、年間配当額は１株当たり20円00銭となります。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**2,892,371**	**流動負債**	**430,633**
現金及び預金	2,418,412	買掛金	97,933
売掛金	427,766	1年内返済予定の長期借入金	8,672
原材料及び貯蔵品	1,143	1年内償還予定の社債	10,000
その他	45,194	リース債務	1,319
貸倒引当金	△146	未払法人税等	40,516
固定資産	**401,588**	賞与引当金	20,664
有形固定資産	**102,147**	役員賞与引当金	13,600
建物	45,825	移転損失引当金	2,500
工具、器具及び備品	53,866	資産除去債務	2,529
リース資産	2,455	その他	232,898
無形固定資産	**129,479**	**固定負債**	**96,663**
のれん	4,317	リース債務	1,242
その他	125,162	役員退職慰労引当金	15,480
投資その他の資産	**169,961**	資産除去債務	24,051
投資有価証券	18,702	その他	55,889
繰延税金資産	25,350	**負債合計**	**527,297**
その他	125,908	純資産の部	
資産合計	**3,293,959**	**株主資本**	**2,766,662**
		資本金	**291,956**
		資本剰余金	**305,013**
		利益剰余金	**2,878,907**
		自己株式	**△709,214**
		純資産合計	**2,766,662**
		負債及び純資産合計	**3,293,959**

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**2,864,585**
売上原価		**1,172,807**
売上総利益		**1,691,778**
販売費及び一般管理費		**1,352,658**
営業利益		**339,119**
営業外収益		
受取利息	98	
未払配当金除斥益	118	
協賛金収入	925	
保険解約返戻金	933	
為替差益	621	
その他	260	2,958
営業外費用		
支払利息	231	231
経常利益		**341,846**
特別損失		
固定資産除却損	0	
減損損失	138,020	138,020
税金等調整前当期純利益		**203,826**
法人税、住民税及び事業税	92,270	
法人税等調整額	88,153	180,423
当期純利益		**23,402**
親会社株主に帰属する当期純利益		**23,402**

連結株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
2019年４月１日残高	291,956	303,883	2,965,066	△725,465	2,835,441	2,835,441
当期変動額						
剰余金の配当			△109,561		△109,561	△109,561
親会社株主に帰属する当期純利益			23,402		23,402	23,402
自己株式の処分		1,129		16,250	17,380	17,380
当期変動額合計	－	1,129	△86,159	16,250	△68,779	△68,779
2020年３月31日残高	291,956	305,013	2,878,907	△709,214	2,766,662	2,766,662

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**2,707,288**	**流動負債**	**331,224**
現金及び預金	2,293,627	買掛金	76,218
売掛金	375,130	未払金	68,472
原材料及び貯蔵品	147	未払費用	19,208
前払費用	20,830	未払法人税等	40,486
その他	17,699	未払消費税等	60,878
貸倒引当金	△146	前受金	21,471
固定資産	**441,963**	預り金	12,864
有形固定資産	**84,104**	前受収益	964
建物	45,825	賞与引当金	17,061
工具、器具及び備品	38,278	役員賞与引当金	13,600
無形固定資産	**108,587**	**固定負債**	**75,697**
ソフトウエア	39,899	資産除去債務	24,051
ソフトウエア仮勘定	68,687	関係会社事業損失引当金	51,646
投資その他の資産	**249,271**	**負債合計**	**406,922**
投資有価証券	18,692	純資産の部	
関係会社株式	92,110	**株主資本**	**2,742,329**
差入保証金	118,126	**資本金**	**291,956**
長期前払費用	492	**資本剰余金**	**303,437**
繰延税金資産	19,849	資本準備金	291,956
		その他資本剰余金	11,481
		利益剰余金	**2,856,149**
		その他利益剰余金	2,856,149
		繰越利益剰余金	2,856,149
		自己株式	**△709,214**
		純資産合計	**2,742,329**
資産合計	**3,149,251**	**負債及び純資産合計**	**3,149,251**

損 益 計 算 書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**2,542,722**
売上原価		**997,217**
売上総利益		**1,545,504**
販売費及び一般管理費		**1,194,193**
営業利益		**351,311**
営業外収益		
受取利息	95	
受取配当金	10,032	
未払配当金除斥益	118	
協賛金収入	925	
その他	11	11,183
経常利益		**362,494**
特別損失		
固定資産除却損	0	
関係会社株式評価損	157,716	
関係会社事業損失引当金繰入額	51,646	209,363
税引前当期純利益		**153,131**
法人税、住民税及び事業税	92,015	
法人税等調整額	41,141	133,156
当期純利益		**19,975**

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
2019年４月１日残高	291,956	291,956	10,352	302,308	2,945,736	2,945,736	△725,465	2,814,535	2,814,535
当期変動額									
剰余金の配当					△109,561	△109,561		△109,561	△109,561
当期純利益					19,975	19,975		19,975	19,975
自己株式の処分			1,129	1,129			16,250	17,380	17,380
当期変動額合計	－	－	1,129	1,129	△89,586	△89,586	16,250	△72,206	△72,206
2020年３月31日残高	291,956	291,956	11,481	303,437	2,856,149	2,856,149	△709,214	2,742,329	2,742,329

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月29日

株式会社　駅探
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　戸田仁志　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　三木康弘　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社駅探の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社駅探及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月29日

株式会社　駅探
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　戸　田　仁　志　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　三　木　康　弘　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社駅探の2019年４月１日から2020年３月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月29日

株式会社駅探　監査役会

社外監査役(常勤)　竹谷敬治　㊞

社外監査役　岡田務　㊞

社外監査役　内田満之　㊞

以　上

株主総会　会場ご案内図

会　　場　東京都千代田区九段北一丁目8番10号　住友不動産九段ビル
ベルサール九段　4F「Room4」



〈交通〉

地下鉄東京メトロ半蔵門線／都営地下鉄新宿線	九段下駅	５番出口より徒歩５分
地下鉄東京メトロ東西線	九段下駅	７番出口より徒歩３分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。